

A040_0200	[施工]	建設工事騒音・振動に関する法規制（振動編）	作成:2022.09.01
振動規制法, 条例			改訂:

1. 概要

建設工事振動は、振動規制法及び地方自治体の振動関係の条例によって規制される。ここでは、法・条例の概要と適用上の留意点について述べる。

2. 解説

騒音・振動に対する法規制の体系を図1に示す。また、図2に法規制と振動発生源の関係を示す。図1に示す通り、環境基本法が上位に配置され、その基に振動規制法が位置付けられる。なお、振動に対して環境基準は定められていない。

振動規制法では、建設工事振動のうち図3に示す「特定建設作業」に伴って発生する振動が個別に規制される。図4に規制概要を示す。規制値は敷地境界上で振動レベル 75dB（デシベル）であり、工場振動等の規制値と比較して大きい値となっている。これは特定建設作業が一時的で、場所の代替性がないことなどによるとされる。その一方で作業時間や曜日には制限がかけられている。

地方自治体によっては、建設工事振動に対する規制を定めた条例が制定されている。条例による規制は原則として関連法令の範囲で定められるが、環境関連法令である振動規制法に対しては「上乘せ」或いは「横出し」条例として、法より厳しい規制となっている場合がある。例えば東京都の場合、対象となる建設作業は「指定建設作業」として定められ、振動規制法の「特定建設作業」より広い範囲（「横出し」）で規制される。また規制値は最大 10dB「上乘せ」され、作業内容ごとに振動レベル 65～75dB と定められている¹⁾。

3. 留意事項

建設工事振動は、振動規制法及び地方自治体の条例により排出規制として敷地境界上で規制される。受音位置（例えば近隣住宅位置）での評価は誤りであるので注意する。

環境基本法(1993,改2021)
— 騒音に係る環境基準(1971,改2012)
— 航空機騒音に係る環境基準(1973,改2007)
— 新幹線鉄道騒音に係る環境基準(1975,改2000)
— 騒音規制法(1968,改2014)
— 振動規制法(1976,改2014)
— 環境影響評価法(1997,改2021)
— 小規模飛行場環境保全暫定指針について(1990,改2005)
— 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策指針について(1995)
— 風力発電施設から発生する騒音に関する指針(2017)

図1 騒音・振動の規制に関する法体系

法令	振動発生源					
	特定建設作業	特定施設	一般環境	航空機	新幹線	道路交通
環境基準						
振動規制法	○	○				○
条例 ^{※)}	○	○				

※一部の条例で、「全ての発生振動」に対する規定あり

図2 法規制が対象とする振動発生源

1. 杭打機、杭拔機、杭打杭抜き機を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破砕機を使用する作業
4. プレーカーを使用する作業

※3,4は移動作業の場合の最大距離限界規定あり

図3 振動規制法「特定建設作業」(概要)

規制/区域	第1号区域	第2号区域
振動レベル規制値	敷地境界で75デシベルを超えないこと	
作業時間帯	午後7時～午前7時 に行われないこと	午後10時～午前6時 に行われないこと
作業時間・連続稼働日	10時間以内/日 連続6日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	

※災害や緊急事態への緊急対応に対する適用除外規定あり
・第1号区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域他
・第2号区域：指定地域のうちの第1号区域以外

図4 振動規制法の規制基準（概要）

参考文献 1)東京都環境局 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/noise/noise_vibration/rules/cw_standard.html